

春日井市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具（以下「用具」という。）の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具は、別表第1種目の欄に掲げる用具とする。

2 用具の給付対象者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する在宅の小児慢性特定疾病児童（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条の規定により補装具費の支給を受けることのできる者及び春日井市地域生活支援事業規則（平成18年春日井市規則第66号）第33条の規定により日常生活用具の給付を受ける者を除く。）で、別表第1対象者の欄に掲げるものとする。

(費用の額)

第4条 用具の給付に要する費用は、別表第1基準額の欄に掲げる額を限度とする。

(耐用年数)

第5条 用具の耐用年数は別表第1耐用年数の欄に定めるものとし、既に給付を受けた用具と同一種目の用具の給付については、当該用具の耐用年数を経過していない場合は、支給を行わないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(給付の申請)

第6条 用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者

本人は、日常生活用具給付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 小児慢性特定医療費医療受給者証の写し
- (2) 医師の作成する診断書・意見書（第 2 号様式）
- (3) 申請の日の属する年度分の市町村民税額のわかる書類
- (4) 第 8 条に規定する業者が発行する見積書
- (5) 給付を希望する用具のカタログ又はその写し

2 市長は、前項各号の規定により申請書に添付する書類の中で証明すべき事項が公簿等によって確認できるときには、当該書類を省略させることがある。

（給付の決定）

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合は日常生活用具給付決定通知書（第 3 号様式）及び日常生活用具給付券（第 4 号様式。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定した場合は日常生活用具給付却下通知書（第 5 号様式）を、前条の申請をした者に交付するものとする。

（用具の給付）

第 8 条 市長は、用具の給付を行う場合は、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）を通じて行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第 9 条 第 7 条の給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 受給者が負担する額の基準は、別表第 2 に定める額とする。

3 受給者は、用具を納品する業者に対し、給付券を添えて、前項により負担することとされている額を支払うものとする。

4 市長は、用具を納品した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に

要した額から前項の規定により受給者が業者に直接支払った額を減じた額を支払うものとする。

5 前項の費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第10条 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給者が前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがある。

(支給台帳等の整備)

第11条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、改正後の春日井市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、平成24年11月1日以後の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、同日以後の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行し、同日以降の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月7日から施行し、同日以降の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月27日から施行し、同日以後の給付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月26日から施行する。